

個人データの共同利用の取扱いについて

個人情報保護法では、事業主と共同して個人データを利用する場合には、

- (1)個人データを共同利用する趣旨
- (2)共同して利用する個人データの項目
- (3)共同利用者の範囲
- (4)利用する者の利用目的
- (5)データ管理責任者の氏名または名称

をあらかじめ本人に通知または公表することとされています。当健保組合では、共同利用の内容の公表を、本紙、ホームページへの掲載をもって行うことといたします。

高額医療給付に関する交付金交付事業

(1) 共同事業で個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）と健保組合が共同で実施している事業であり、当組合に高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものです。交付申請に際し、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む以下「レセプト」という）の写し及び当該レセプトに記載される患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連高額医療グループに提出し、健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用しています。

(2) 共同して利用する個人データの項目

対象レセプトの記載データ及び前項の「交付金交付申請総括明細書」の記載事項

(3) 個人データを取り扱う人の範囲

当組合の高額医療交付金交付事業担当者、常務理事。健保連高額医療グループ担当者

(4) 取扱う人の利用目的

高額医療給付交付金交付事業の申請、審査、決定のため。高額医療費の分析のため。

(5) データ管理責任者の氏名または名称

（当健康保険組合）常務理事

（健保連）高額医療グループ 担当者